

公認会計士・監査審査会の社会的役割

日本公認会計士協会千代田会 平成29年3月21日

> 公認会計士·監查審查会 常勤委員 松井 隆幸



構成

- I. 審査会の目的
- II. 審査会の組織と業務内容
- III. 監査事務所に対するモニタリング
- IV. 公認会計士試験の実施
- V. おわりに



I 審査会の目的

公認会計士・監査審査会(以後、審査 会)のパンフレットから(1頁)

「公認会計士試験の実施等を通じた公認会計士人材の確保・育成及び監査事務所に対する審査・検査を通じて監査品質の向上と会計監査の信頼性確保を図り、会社等の公正な事業活動及び我が国資本市場の公正性・透明性の向上に貢献していきます。」



Ⅱ 審査会の組織と業務内容

- 1. 公認会計士法上の規定
- 2. 業務の概要



Ⅱ-1 公認会計士法上の規定

- 公認会計士法(第35条2項)では、審査会は、以下の事務を 司るものとしている。審査会の目的の達成に向けて、これら の事務を適切に遂行することが目標となる。
 - 公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査 法人に対する処分(課徴金納付命令の場合を除く)に関する事 項を調査審議すること。
 - 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の監査証明業務、 外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務並 びに日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行 うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告する こと。
 - 公認会計士試験を行うこと。



Ⅱ-1 公認会計士法上の規定

- 審査会の組織に関する公認会計士法等における規定 の概要
 - 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。 (第35条の2)
 - 審査会は、会長及び委員九人以内をもつて組織する。委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人は、常勤とすることができる。(第36条)
 - 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。(第37条)
 - 会長及び委員は、公認会計士に関する事項について理解 と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て、内 閣総理大臣が任命する。 (第37条の2)



Ⅱ-1 公認会計士法上の規定

- 会長及び委員の任期は、三年とする。会長及び委員は、 再任されることができる。(第37条の3)
- 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長は、 会長の命を受けて、局務を掌理する。(第41条)
- 事務局長は、関係のある他の職を占めるものを充てる。 (公認会計士・監査審査会令第1条)
- 事務局に、総務試験室及び審査検査室並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十二人以内を置く。(公認会計士・監査審査会事務局組織規則第1条)



Ⅱ-2 業務の概要



(注)上記人員数は平成28年度定員ベース



Ⅲ 監査事務所に対するモニタリング

- 1. 公認会計士法による権限
- 2. 審査・検査の位置付け
- 3. 在り方懇提言と実効性報告書
- 4. 基本方針と基本計画
- 5. オフサイト・モニタリング
- 6. 検査の概要
- 7. モニタリング情報の提供
- 8. 監査法人のガバナンス・コード



Ⅲ-1 公認会計士法による権限

- 公認会計士法による内閣総理大臣の権限は、金融庁 長官に委任。金融庁長官は、委任された権限のうち、 以下の権限を審査会に委任。(第49条の4)
 - ① 品質管理レビューの報告の受理に関する事務
 - ② 日本公認会計士協会(以後、協会)に対する報告徴収・立入検査権限
 - ③ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収権限
 - ④ 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人その他関係 先に対する立入検査権限
 - ⑤ 外国監査法人等に対する報告徴収権限
 - ⑥ 外国監査法人等の事務所その他の関与先に対する立入 検査権限



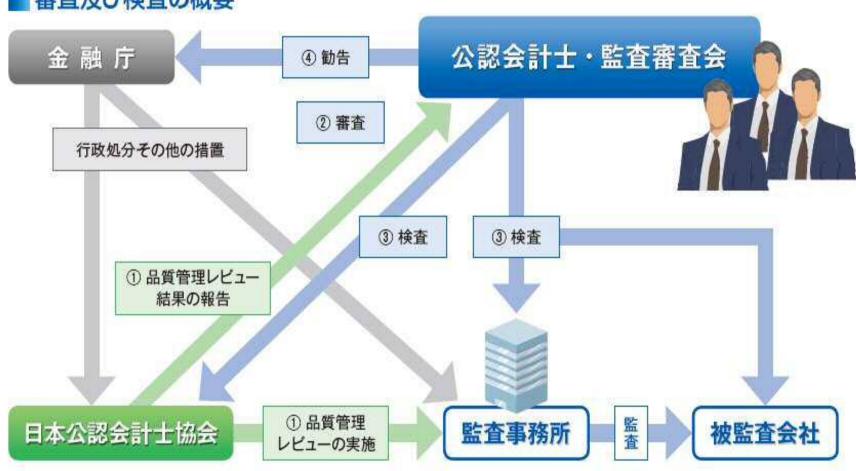
Ⅲ-1 公認会計士法による権限

- > スライド13の②③④については、以下に関する場合に限る。
- 品質管理レビューの報告
- ・ 公認会計士等が品質管理レビューを受けていない、 協力を拒否している等のため、協会から品質管理レ ビューの報告がない場合に、当該公認会計士等の業 務の運営状況に関して行われるもの
- ・ 審査会は、スライド13の権限を行使した場合、 必要があると認めるときは、その結果に基づき、 公認会計士等の監査証明業務、又は協会の事務の 適正な運営を確保するため行うべき行政処分その 他の措置について内閣総理大臣に勧告することが できる。(第41条の2)



Ⅲ-2 審査・検査の位置付け

■審査及び検査の概要





- 平成28年3月、以下の二つの文書が公表された。
- ① 会計監査の在り方に関する懇談会の提言 「会計監査の信頼性確保のために」(以後、 在り方懇提言)
- ② 審査会の報告書「公認会計士・監査審査 会検査の実効性の向上~大規模監査法人を 中心に」(以後、実効性報告書)
- 審査会の基本方針及び基本計画は、これら の文書を踏まえて策定された。



- 在り方懇提言は、講ずるべき取り組み を次の5つの柱に整理して示している。
 - 1. 監査法人のマネジメント強化
 - 2. 会計監査に関する情報の株主等へ提供充実
 - 3. 企業不正を見抜く力の向上
 - 4. 「第三者の眼」による会計監査品質のチェック
 - 5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備



- 4において、施策として「当局の検査・監督体制の強化」をあげている。
 - 審査会の検査の適時性・実効性の向上
 - 審査会の検査と協会の品質管理レビューとの適切な 役割分担の検討
 - 監査法人に対する監督の枠組みの検証
 - 大手監査法人等に対しては、従来の個別の監査証明の適 正性を確保するための監督にとどまらず、・・・問題の背 後にある根本原因等にもより着目した監督を行う。
- その他の項目にも、審査会の業務に係る事項が 含まれている。
 - 当局と大手・準大手監査法人との定期的な対話
 - 審査会のモニタリング活動に係る情報提供の充実



- 実効性報告書では、大手監査法人に対する 検査の概況についてまとめたうえで、問題認 識及び今後の対応を示している。
- 今後の対応の概要
- 1. 検査の機動的な実施
 - 定期的な検査にとらわれない機動的な検査。
- 2. 大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化
 - 通常検査の翌年にフォローアップ検査を実施。
 - フォローアップ検査の効率的・効果的な実施。



- 3. 協会との適切な役割分担等
 - ト 品質管理レビューと検査の双方の特性を生かした役割 分担。
 - 》 協会の品質管理レビュアーとの意見交換等の継続的実施。
- 4. 検査手法の向上
 - ガバナンス態勢等の検証に必要な情報を報告徴収により継続的に入手。
 - 業界動向等の情報収集・リスク評価手法の一層の充実。
 - ▶ 監査法人のガバナンス・コード対応状況を検証。
- 5. 検査結果の取扱い(監査の品質の見える化)
 - ▶ 検査結果通知の明瞭性・比較可能性の向上。
 - ▶ モニタリングレポートの作成・公表。



- 審査会の監査事務所に対する審査・検査の 方針は、「監査事務所等モニタリング基本方 針」及び各事務年度の「監査事務所等モニタ リング基本計画」により示される。
 - 「基本方針」は、審査会の各期(1期3年)毎に 公表。第5期(平成28年4月~平成31年3月)の基本 方針は、平成28年5月13日に公表。
 - 「基本計画」は、基本方針に基づいて策定し、 各事務年度毎に公表。平成28事務年度(平成28年 7月~平成29年6月)の基本計画は、平成28年7月14 日に公表。



- 基本方針の構成
 - 【視点】
 - 【目標】
 - 1. オフサイト・モニタリングに係る基本方 針
 - 2. 検査基本方針
 - 3. モニタリング情報の提供方針
 - 4. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針



- 基本計画の構成
 - 前文
 - 監査事務所を取り巻く環境
 - 不正会計問題等への対応
 - コーポレート・ガバナンス等における役割
 - 監査事務所における品質管理の現状
 - 1. 平成28事務年度監査事務所等モニタリング基 本計画の考え方
 - 2. オフサイト・モニタリングに係る基本計画
 - 3. 検査基本計画
 - 4. モニタリング情報の提供



- モニタリング基本計画の考え方
 - 基本方針で示した目標に留意し、次の考え 方でモニタリングに取り組む。
 - 1. 監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施
 - 2. 協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証
 - 3. オフサイト・モニタリングの強化
 - 4. 国際的な連携強化
 - 5. モニタリング実施態勢の検討



- 協会の品質管理レビューの検証
 - 監査の品質の向上に向けた協会の方針や対応等について、協会からのレビュー報告受理時における審査及び検査時におけるレビュー結果の対応状況の検証等を通じて総括的に検証。
 - 品質管理レビューアーと審査検査室との意見交換を継続実施等による協会と実効的な連携。
 - 審査会と協会との適切な役割分担についての議 論。(中長期的課題)



- 報告徴収
 - 大手監査法人に対する報告徴収
 - ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の 検証に必要な定性・定量の情報を継続的に入手。
 - 情報を分析し、その後実施する当該監査法人の 効果的・効率的な検査に活用。
 - 大手監査法人間での比較分析や大手監査法人に おける横断的な問題等の把握に活用。



- 国内監査事務所に対する報告徴収
 - 監査事務所における品質管理のシステムの整備 状況に加え、中小規模監査事務所にみられる業界 横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性 等を踏まえ、重点的に検証。
 - 特に、経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった項目について、対面の方式等を用いた報告徴収により効果的に検証し、適切な監査の品質管理の定着を促進。



- 検査結果通知後報告徴収
 - 検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務 所について、必要に応じて、報告徴収を行い、品 質管理の状況を確認・検証。
 - 報告徴収の結果、不備等の改善状況が不十分であると認められた場合、再度の報告徴収実施を検討。
 - 問題となるような状況等を把握した場合、適宜、 ヒアリング。適切な対応を検討。
 - 監査事務所による十分な自主的な改善が認められない場合、早期の再検査の必要性を検討。



• 検査の重点

- 経営の基本方針及び経営管理に関する措置、業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかを検証。中長期の経営方針・経営計画の策定状況や経営方針・経営管理に関する措置の見直し状況についても検証。
- 被監査会社の事業上のリスクを適切に評価し、 監査契約の締結・更新、監査計画の立案、その他 監査手続を実施しているかを検証。
- 監査事務所自らが根本的な原因の究明を踏まえた有効な改善に向けた行動を促すことに資するような検証。指摘内容等の的確な伝達。



- 監査事務所の態様に応じた検査対応
 - 大手監査法人に対する検査
 - 複数の部門・事務所によって構成される巨大な 組織であることに鑑み、法人のガバナンス等経営 管理態勢や業務管理態勢、組織の末端までの品質 管理の定着状況などに一層重点を置いた検査を実 施。
 - 2年に1度の通常検査に加え、通常検査の翌年にフォローアップ検査。
 - 内部管理体制を早急に確認する必要がある場合 には、機動的に検査。



- 準大手監査法人に対する検査
 - 大手上場企業等の監査を担う能力を有するようになることへの期待があることに鑑み、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢などに重点を置いた検査を定期的に実施。
 - 2年又は3年に一度、検査。
- 中小規模監査事務所に対する検査
 - 代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などの監査品質の確認を中心とした検査を必要に応じて実施。
 - 品質管理レビュー等の結果を踏まえ、必要があると 認める場合に検査。



• 検査の頻度等

- ➤ 資本市場に対する重要性(影響の重大性×リスクの発生可能性)に応じて、検査対象事務所を選定。
- ▶ 検査は、数名の検査官が検査チームを組んで 実施。
- ▶ 不備については、対象監査事務所の監査品質の向上に資するように、根本原因を検討。
- 検査対象の監査事務所の運営が著しく不当と認められた時、金融庁長官に行政処分その他の措置を講じるように勧告。



● 検査体制・期間等(平成23~26事務年度)

	全体	大手	準大手	中小 (勧告なし)	中小 (勧告有)
検査件数	44	8	4	23	9
平均検査 官数	6.2	10.1	7.8	5.1	4.8
平均検査 期間	117.7	149.3	93.0	97.7	151.8
平均個別 監査業務 選定数	4.1	9.1	5.3	2.5	3.2

(注)検査は、検査実施日(予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う場合は立 入検査着手日)より開始し、検査結果を通知した日をもって終了する。



・ 最近の検査実績(審査会『公認会計士・監査審査会の活動状況』審査会、平成28年6月、15頁及び100頁より作表。)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
検査対象 事務所数	13	15	9
勧告数	2	5	3



Ⅲ-7 モニタリング情報の提供

- 検査対象監査事務所に検査結果通知書を交付。
- 検査の結果、被検査監査事務所の運営 が著しく不当なものと認められ、金融庁 長官に対して処分勧告する場合には、通 知書の要約部分を公表。



Ⅲ-7 モニタリング情報の提供

- 検査結果等の第三者への開示
 - 被監査会社の監査役等への書面による伝達
 - 審査会の事前承認を条件に、被監査会社の取締役、被監査会 社の親会社の監査役等・取締役、潜在的な被監査会社等への開 示
 - ▶ 開示内容は、次の通り。
 - ① 審査会検査を受けているかどうか。 (ない場合、その旨)

 - ③ 被監査会社の監査役等や取締役に対しては、当該被監査会社が検査対象業務として選定されたかどうか。選定されている場合は、当該監査業務における指摘事項の有無、ある場合には内容及び対応状況。



Ⅲ-7 モニタリング情報の提供

- 検査結果事例集
 - 優れた取組み等を含め、検査で確認された事例等を抽出 し、検査結果事例集を公表。
 - 根本原因の具体的内容として、①監査事務所の経営管理態勢、経営方針(評価・報酬等の動機付けの方針を含む) 又はビジネスモデルに関連する事例、②最高経営責任者、 品質管理担当責任者及び業務執行社員による品質管理に対 する取組に関連する事例、及び③各社員の職責に対する自 覚、社員間の牽制に関連する事例を示す。
- モニタリングレポート
 - モニタリングの状況を整理し、モニタリングレポートとして公表。
 - 平成28年度は、検査結果事例集の参考資料として公表。



Ⅲ-8 監査法人のガバナンス・コード

- 在り方懇提言において、監査法人のマネジメント強化のための施策として、「監査法人のガバナンス・コード」策定を提言。
- 監査法人のガバナンス・コードの導入が、大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整備となることを期待。

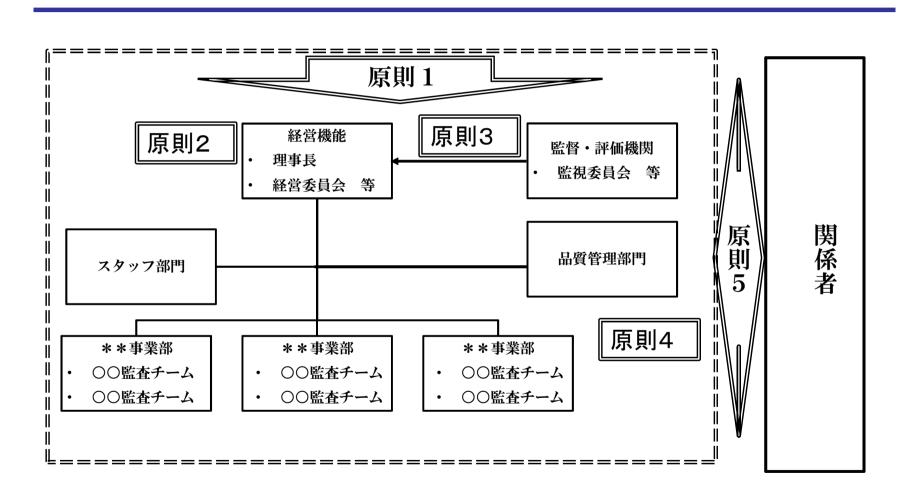


Ⅲ-8 監査法人のガバナンス・コード

- 金融庁は、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」を設置して検討。平成28年12月、公開草案を公表。
- コードは、5原則22指針から構成。
- 前提は、大手監査法人。準大手監査法人の波及を期待。コンプライ・オア・エクスプレインを想定。



Ⅲ-8 監査法人のガバナンス・コード





IV 公認会計士試験の実施

- 1. 実施に関する業務
- 2. 近年の動向



IV-1 実施に関する業務

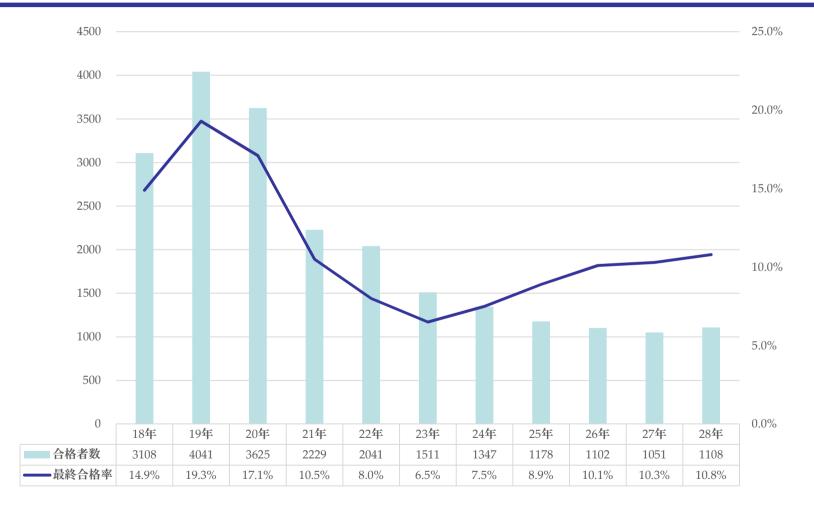
- 審査会は、公認会計士法第13条により、公認会計士 試験の執行機関とされ、試験は毎年1回以上行うこと とされている。
- 実施に関して審査会が担う業務=試験委員の推薦、 試験委員による試験問題の作成及び採点の支援、試験 科目の免除に関する判断、合格の決定、不正受験によ る合格の決定の取消し・受験の禁止など。
 - 試験委員は、公認会計士法第38条第2項により、試験の 執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命。
 - 平成29年3月時点で、平成29年試験の試験委員80人、平成30年試験の試験委員44人が発令済み。30年試験の試験委員のうち、論文式試験のみの科目を担当する試験委員は、平成29年12月に発令予定。



願書提出者数









● 合格基準

短答式試験

25年		26年		27年		28年		29年
第I回	第Ⅱ回	第I回	第Ⅱ回	第I回	第Ⅱ回	第I回	第Ⅱ回	第I回
67%	67%	70%	68%	60%	67%	67%	66%	71%

(注) 27年の第1回を除き、1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格

論文式試験

25年	26年	27年	28年
52.0%	52.0%	52.0%	52.0%

(注) 1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格

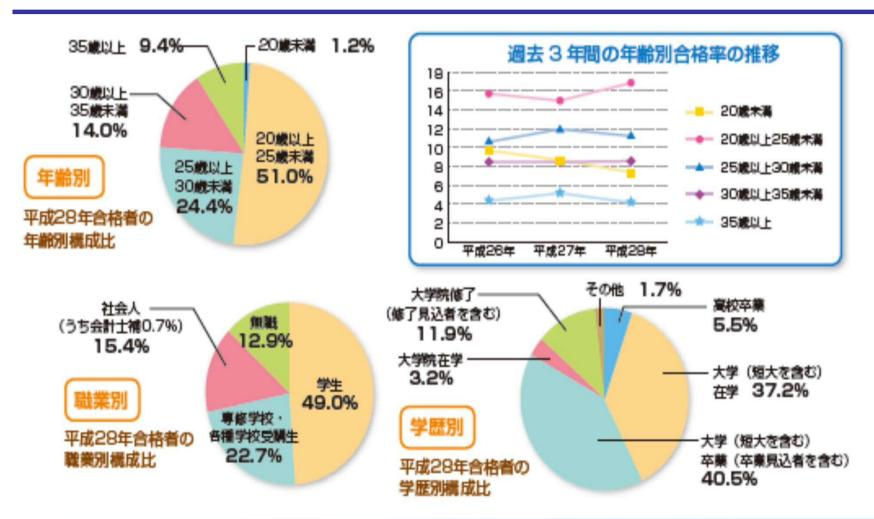


平成28年公認会計士試験結果の概要

区分	平成28年試験		
		短答式試験の受験者等 (免除者を含む)	短答式試験みなし合格 者(旧第二次試験合格 者)
願書提出者数(a)	10,256人	10,139人	117人
短答式試験受験者数	8,644人	8,644人	_
短答式試験合格者数	1,501人	1,501人	_
論文式試験受験者数	3,138人	3,021人	117人
最終合格者数 (b)	1,108人	1,098人	10人
合格率(b/a)	10.8%	10.8%	8.5%

「短答式試験の受験者等(免除者を含む)」欄の「論文式試験受験者数」には、 平成28年度の短答式試験合格者のほか、公認会計士法第10条の規定による免除 者を含む。







- 試験合格者の就職状況は、いわゆる売り手市場。
 - 30歳代半ばまでの合格者は、ほとんどの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いている。
- 平成29年第 I 回の短答式試験=願書提出者(受験者)7,818人、合格者1,194人。



V おわりに

- 審査会の目的は、Iで述べた通り、適格性を備 えた会計人材が公認会計士となることを支援し、 公認会計士が使命を達成できるように支援すること。
- その目的を達成するため、公認会計士試験や監 査事務所のモニタリングを実施する。
- モニタリングでは、公益の観点から、監査事務 所が社会的に要請される水準の監査証明業務を適 切に実施する態勢を構築するように支援すること が目標になる。
- したがって、監査事務所の監査品質の維持・向 上に役立つことを重視する。



V おわりに

- そのためには、単に個別監査業務における不備を指摘するだけではなく、監査事務所の品質管理態勢、業務管理態勢、さらには経営管理態勢にさかのぼり、根本原因を追究することが重要になる。
 - 個々の監査事務所が適切な態勢を構築する責任を 負うので、改善の必要性について、監査事務所の納 得を得ることが不可欠である。
- 監査事務所もまた、社会的に要求される水準以上の品質の監査業務を実施するように努めているはずであり、審査会の目的と監査事務所の目的は、合致する。
- 「勧告」は、第一義的には、不備の解消を促進するための手段である。



V おわりに

- 公認会計士試験は、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する」ことが目的。
- 試験を通し、公認会計士人材の確保・育成に貢献することが目標になる。
 - そのためには、試験委員や財務局の協力を得つ つ、公正かつ透明性のある試験を安定的に実施する ことが必要。
 - また、協会や監査事務所と連携し、会計・監査に 関心を持つ人々を拡大し、公認会計士試験に挑戦す る意欲のある人を確保することも必要。
 - 監査事務所が、意欲ある人々に、教育・研修の機会、多様な貢献の機会を提示できることが前提。